**公　募　要　領**

**１　業務概要**

(1)業務名　令和７年度沖縄県屋外広告物あり方等検討業務（新たな技術開発による屋外広告物・安全管理編）

(2)履行場所　沖縄県内

(3)業務の目的

屋外広告物は情報の受け手にとって有益なものであったり、街を活気づけたりする反面、無秩序に表示されると美しい自然景観（風景）・まちなみや安全で快適な歩行区間が阻害されることがある。

　 良好な景観形成及び安全で快適な空間を形成するためには、屋外広告物の大切さを県民、事業者を含む社会全体で共有する必要がある。

一方、近年、社会情勢の変化や技術の進歩により、エリアマネジメント活動の財源確保のための活用や、高度な技術を活用した新たな表現方法であるデジタルサイネージといった、新たな活用方法もみられる。このような屋外広告物については、「良好な景観形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害防止」の観点から、時代のニーズに対応する新たなルールづくりを検討し、優れた屋外広告物を誘導する必要がある。

また、本県では、台風などの強風による破損、潮風などの塩害によるサビの腐食など、看板の劣化の進行などの問題があり、適正に維持管理していくことが課題として考えられる。

　 本業務では、新たな技術開発による屋外広告物に対する誘導基準及び屋外広告物の安全評価基準等のガイドラインの策定に向けた素案を作成することを目的とする。

(4)業務内容

ア　既往資料の収集・整理

イ　先進事例調査・実態調査

ウ　「沖縄県屋外広告物ガイドライン～新たな技術開発による屋外広告物編～」、「沖縄県屋外広告物ガイドライン～安全管理編～」の素案作成

エ　今後の予定（作業フロー）の作成

オ　成果品、報告書の作成

　※　詳細は企画提案仕様書を参照

　※　**新たな技術開発による屋外広告物とは：**

社会情勢の変化や技術の進歩とともにみられるようになった以下の屋外広告物。

①可変表示式広告物（デジタルサイネージ・プロジェクションマッピング）

②民間広告収入を活用した屋外広告物

③車体利用広告物（アドトラック含む）

④大型商業施設等の壁面広告物

(5) 企画提案を求める特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項とする。

ア　新たな技術開発による屋外広告物について

新たな技術開発による屋外広告物の現状と問題を分析し、他県の先進事例を参考にしなが

ら、その課題解決に向けた具体的な提案を工夫して行う。

イ　安全管理について

県内の屋外広告物の現状と問題を分析し、屋外広告物管理者等の管理意識向上などの課題解決に向けた具体的な提案を工夫して行う。

(6)履行期間　契約締結日の翌日から令和８年３月23日(月)まで。

(7)契約限度額　17,358,000円（税込み）以下

(8)成果品

　成果品は以下のとおりとする。

ア「沖縄県屋外広告物ガイドライン～新たな技術開発による屋外広告物編～」の素案

A４判・カラー２0部（概ね60頁）（チューブファイルに収納）

イ「沖縄県屋外広告物ガイドライン～安全対策編～」の素案

A４判・カラー２部（概ね80頁）（チューブファイルに収納）

ウ　報告書　A４判・カラー２0部（概ね90頁）（チューブファイルに収納）

　　　業務概要、各素案作成時の取組と結果、全体の総括、アンケート結果等をまとめた報告書を作成する。

エ　ア～ウのデータ版（PDFデータとする。画像については、オリジナルデータ（jpeg等も格納する。)　DVD-Rまたはフラッシュメモリ　１部

(9)本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により募集し、提出

される当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）

の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

**２　応募資格等**

　企画提案書を提出しようとする者（共同企業体構成員含む）は、次に掲げる資格等を満たしていること。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していないこと。
2. 沖縄県土木建築部における令和７・８年度入札参加資格者名簿（コンサルタント等）における業種区分「建設関係コンサル」、登録業種「建築一般」又は「調査」に登録

　された者。

1. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては

更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生

手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

1. 企画提案書の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に

係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

1. 応募は共同企業体とする。共同企業体の代表構成員は、沖縄県内に本店、支店又は営業所があること。また、構成員のうち1社は、沖縄県内に本店がある企業とする。共同企業体の結成に当たっての要件を「２(12)」に示す。
2. 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄

県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

1. 応募しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、

以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは

沖縄県土木建築部競争入札心得第３第２項の規定に抵触するものではない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ｱ)　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。(ｲ)において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。(ｲ)において同じ。）の関係にある場合

(ｲ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(d)　会社法第34 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

1. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生

法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8)実施方針及び特定テーマが適正であること。

(9)当該業務の見積額が「１業務概要(7)契約限度額」に示す金額以下であること。

(10)　共同企業体の代表構成員は、過去10年以内に当該業務の同種業務（屋外広告物条例に係る「新たな技術開発による屋外広告物」、「屋外広告物の安全管理」に関するあり方検討業務及びガイドライン策定）等の実績を有すること。（沖縄県以外の国・地方公共団体発注業務も可）又は類似業務（屋外広告物条例に係る「屋外広告物の実態調査」、「屋外広告物条例に係る取扱基準、ガイドライン策定」）等の実績を有すること。（沖縄県以外の国・地方公共団体発注業務も可）

ただし、沖縄県内に本店がある共同企業体の構成員の業務実績については、同種・類似業務の実績の有無を問わない。

(11) (10)の実績のある共同企業体の代表構成員に管理技術者を置くことする。また管理技術者は、以下のいずれかの有資格者を配置できる者とする。

(ｱ) 技術士（総合技術管理部門：都市及び地方計画）を有し、技術士法による登録を

行っている者

(ｲ) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）を有し、技術士法による登録を行って

いる者

(ｳ) RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し「登録証明書」の交付を受けている

　　者

　　(12)共同体の結成にあたっての要件

ア　２社共同企業体とする。

イ　自主結成方式とする。

ウ　当該業務に関し、２つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

エ　代表構成員は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければ

ならない。

オ　構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30％以上でなければならない。

カ　共同企業体の協定書が、別に定める「共同企業体協定書」によるものであること。

**３　企画書の評価方法**

提出のあった参加申込書について沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課技術審査会にて参加資格要件の確認を行い、参加資格が認められた企画提案書を別紙の評価項目のとおり同審査会にて評価を行う。

評価にあたっては、評価値の合計の最も高い者を受託者候補として特定する。なお、評価値の合計が最も高いものが２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて選定する。

ただし、企画提案書の評価の結果、評価点が50点を超えない場合、受注者の特定なしとする。

**４ 公募要領等に対する質問及び回答**

企画書を提出しようとする者は、公募要領等について書面により質問をすることができる。た

だし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

1. 問い合わせ先

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課景観形成班

沖縄県那覇市泉崎１－２－２

℡：098-866-2408 Fax：098-866-5938

1. 提出期間、提出方法及び提出先

ア　期　　間　参　加　申　込　書　：公募開始日から令和７年６月20日（金）

　　　　　　　公募要領・企画提案書：公募開始日から令和７年７月４日（金）

イ　受付時間　休日を除く午前９時から午後５時まで

ウ　提出方法　質問書（別記様式10）を原則、持参により提出すること。郵送等（メ－ルやファクシミリ）による受付は、到着確認が可能な手段によるものとし、提出期間内に到着した場合に限り認める。

エ　提 出 先　沖縄県庁11 階 土木建築部都市計画・モノレール課景観形成班

1. 回答の方法

ア　期　日　以下の期日までに下記へ記載

参　加　申　込　書　：令和７年６月25日（水）午後５時まで

公募要領・企画提案書：令和７年７月８日（火）午後５時まで

イ　場　所　沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課ホームページ

（<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017742/1017760.html）に>

掲示

**５ 参加申込書の提出**

1. 提出期間、提出場所及び方法

ア　期　　間　公募開始日から令和７年６月30日（月）まで

イ　受付時間　休日を除く午前９時から午後５時まで

ウ　提出方法等

持参又は郵送等（メール、ファクシミリ等電送を除く）により原本を提出する。

ただし、郵送等の場合は到着確認が可能な手段によるものとし、提出期間内に到着するよ

う送付すること。

エ　提出部数　２部

オ　提出先　４(2)と同じ

カ　共同企業体の場合は、「共同企業体協定書」を併せて提出すること。

1. 参加申込書の作成方法

ア　参加申込書は別記様式１～５（枝番含む）により作成すること。また、共同企業体の

場合、共同企業体協定書（別記様式11）を提出すること。

イ　参加申込書に記載の資格、業務実績等については証明できる資料の写しを添付すること。

1. 参加申込書の無効

参加資格条件を満たしていない者等は無効となる。

1. 提出書類

ア　参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式１

イ　応募者に対して求める要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式１－２

ウ　企業の業務実績一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式２

エ　公正取引委員会の排除勧告状況・・・・・・・・・・・・・・・・・様式３

オ　沖縄県土木建築部に係る指名停止の状況・・・・・・・・・・・・・様式４

カ　予定管理技術者の経歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式５－１

キ　予定担当技術者の経歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式５－２

ク　共同企業体協定書（共同企業体の場合のみ）・・・・・・・・・・・様式11

ケ　その他証明等に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式

1. 参加申込書の審査

ア　期　　日　令和７年７月２日（水）午後５時までに、審査結果を次の方法で通知する。

イ　方　　法　提出者に文書で通知（担当者にメール送付）

**６ 企画書の提出**

1. 提出期間、提出場所及び方法

ア　期　　間　参加申込審査結果通知後から令和７年７月14日（月）まで

イ　受付時間　休日を除く午前９時から午後５時まで

ウ　提出方法等

持参又は郵送等（メール、ファクシミリ等電送を除く）により原本を提出する。

ただし、郵送等の場合は到着確認が可能な手段によるものとし、提出期間内に到着するよ

う送付すること。

エ　提出部数　６部

オ　提出先　４(2)と同じ

1. 企画書の作成方法

ア　企画書は別記様式６～９（枝番含む）により作成すること。

イ　見積書

１(7)に示す契約限度額以下で積算すること。提出は別添見積様式とする。

1. 企画書の無効

本公募要領等において記載された事項以外の内容を含む場合または別添の書式に示された条件

に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

1. 提出書類

ア　企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式６

イ　業務実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式７

ウ　業務実施方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式８

エ　特定テーマに対する企画提案・・・・・・・・・・・・・・・・・様式９－１～９－２

※エについては、テーマア，イそれぞれ、A４版２枚以内で企画提案をすること。

**７ 受注者の決定**

受注者については下記の期日に決定し、企画書の提出者に対し特定の有無、参加者数、被選定者名及びその得点並びに提出者の得点を通知する。なお、決定日に変更がある場合には、企画書を提出した者に通知する。

期　日　令和７年７月24日（木）予定

**８ 契約保証金**

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第２項第１号から第10号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部又は一部を免除することができる。

**９ 配置予定技術者の確認**

企画提案書等の特定後、原則、配置予定技術者の変更は認められない。ただし、病気等特別な理由により変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。

**10 支払条件**

精算払いとする。

**11 諸経費**

　一般管理費は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10％以内

**12 単価**

　直接人件費は国土交通省から通知されている令和7年度設計業務委託等技術者単価によって積算している。

**13 火災保険の要否**

　否

**14 不可抗力による変更**

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

**15 その他留意事項**

1. 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
2. 企画提案書等の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
3. 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された企画提案書は公開しない。
4. 提出期限以降の企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
5. 公募要領を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。